

第 27 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【部会①】

開催記録

1 開催概要

- 日 時：令和 5 年 2 月 1 日（水）10：00 ～ 12：15
- 場 所：JR 東日本現地会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・古関 潤一氏（東京大学 社会基盤学専攻 教授） ・老川 慶喜氏（立教大学名誉教授）
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁文化財第二課 史跡部門 ・文化庁文化財第二課 埋蔵文化財部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・鉄道博物館 学芸部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他
サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配布資料

1) 部会①

- ・ 次第
- ・ 資料 1：第 26 回委員会（1/11）部会①議事録案
- ・ 資料 2：調査の進捗について
- ・ 資料 3：1～2 街区地下洞道について
- ・ 資料 4：京急連立事業（1 工区）に係る埋蔵文化財の保護措置について

2 議事要旨

2.1 部会①

(1) 開会

- 第 27 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の部会①を開会する。(事務局)

(2) 第 26 回委員会 (1/11) 部会①の議事録確認

- 委員会終了時まで他になければ、議事録を確定する。(委員長)

(3) 調査の進捗について

- 資料 2-3-2 の地図で、旧東海道は大木戸から北には海との間に民地があると認識するが、その部分において指摘の作業用通路との関係を教えてもらいたい。(JR)
 - ← 大木戸から北の地図は見てもらえるように提示する。(港区)
 - ← 今回確認された小規模な堤は、明治後半と捉えている。は民地の石垣で切られているので民地の石垣よりも古いものと認識する。(委員長)
- 小規模な堤は民地の石垣よりも古いもので、東海道寄りに西方に延びていることがわかった。東側にも伸びていると思われる。築堤と東海道、高輪海岸を結ぶ堤と理解することが良い。高輪築堤築造中のモーザーの写真や明治 9 年の地図にも小規模の堤の存在は確認されるので、その類のものとする。(委員長)
- 小規模な堤は、これまでの調査より 3 線化の石垣に接続してはいない。おそらく 3 線化の石垣構築段階で一部撤去されている可能性が高い。(委員長)
- 交通局の調査で検出された石垣の裏込めを留めるような土留は、これまで見たことがないので珍しいと考える。(委員長)
- 北横仕切堤の東側のコーナー部分に井戸が出ている。(委員長)
- 井戸には 5.3m ほど竹筒を打ち込んでいるが、上総掘りのような工法で掘られたものではないかと思われ、興味深い。(委員長)
- 竹筒の深さ 5.3m の先端の部分はボーリング調査ではどのような層か。帯水層が確認できれば井戸という確度が高まる。(古関委員)
 - ← 確認する。(港区)

(4) 1~2 街区間地下洞道について

- 小規模な堤の存在について、東西に延びていることが確実で、築堤に付属するものと判

断し、先週現地に残せないかというお願いをした。その南の高輪築堤の盛土に使用した「粘土採掘坑」は現地に残るという話を聞いた。堤の現地保存について短期間で検討いただき感謝する。(委員長)

- 資料 2 枚目の見直し後計画図の配管ピット自体を左側にずらせないか。(古関委員)
 - ← 築堤を残すためになるべく影響が少ない箇所に配管位置を計画しているため、ずらすとなると築堤を保存する範囲に影響が出る。(事務局)
 - 築堤が今回検出された堤のいずれかを残すかということか。(古関委員)
 - ← 築堤を優先して計画を進めるという考え方で整理している。(事務局)
- 各図面には縮尺を記載してもらいたい。(文化庁)
 - ← 承知した。縮尺または寸法を記載するようにする。(事務局)
- 洞道は築堤からどのくらい離れているのか。(委員長)
 - ← 3 線化の石垣から離隔で、最も近いところはおよそ 500mm となる。(事務局)
- 資料 3 の 3 枚目左下の写真に点線で小規模の堤を入れてあるが、海側の続きの部分は今後壊されることがないので調査をしないという理解でよいか。(委員長)
 - ← 工事時に山留を設置するため、調査の安全が確保できるかどうかなど、工事の状況に合わせ、現場で調整したい。(事務局)
 - 遺構が残っていることは明確なので、工事で壊される前に事前の調査が必要である。遺構調査を優先すべきであり、是非安全を確保してもらいたい。(委員長)
- 小規模の堤が山側の方に続く部分は今後どのような扱いとなるのか。(委員長)
 - ← 西側が水路、隣地となるためこれ以上の掘削は安全上困難である。(事務局)
 - 了解した。やむを得ないと考える。(委員長)
- 小規模な堤の遺構の重要性を鑑みて現地保存のお願いしたが、説明の通り築堤保存のために洞道の計画変更した箇所に今回の遺構が出てきたということで、非常に厳しい場所にあたることは了解した。委員会として現地保存が難しいことを受け入れようと思うが意見はあるか。(委員長)
 - 特に意見がないので、受け入れることとする。(委員長)

(5) 京急連立事業(1工区)に係る埋蔵文化財の保護措置について

- ポイントは 2 つあり、杭を大量に打設するため一定のまとまりの中で検討しなければならないということ、また、少し数を減らした形でトレンチを設けて状況を確認するということである。(委員長)
- 保護措置(4)イにある通り、盛土または埋立土のみと判断された場合は堆積状況の記録後に工事着手を可とする判断をしたい。一方で堤や杭などが検出された場合は保護措置についての協議を行い、追加の調査が必要となれば行うこととしている。(委員長)
- 全面的に掘削する箇所は記録調査を行うこととなるが、トレンチ調査で一定の見通しが

立つものと考えている。(委員長)

- 現状で地下に何があるか見当がつかないのでこのような進め方を提案してもらったが、この内容でよいか。(委員長)
 - ← 特に意見がないようなので、この内容でよいものと判断する。(委員長)
- 図中、トレンチ番号は〇数字ではないものとして捉えてもらいたい。(京急電鉄)
- 調査済みの箇所の結果より複線化時の築堤の裾を確認しているので、今回の調査範囲は一部築堤本体にかかるものと認識する。どのような状態で遺構が出てくるか非常に重要なポイントとなる。(委員長)
- 品川開発の骨格となる連立事業であり丁寧に調査を進めると共に、全体のスケジュール管理も重要である。スケジュールも含めた検討をお願いしたい。(JR)
 - ← 指摘は理解するが、これまで通り手順は踏んで進めたい。(委員長)
- 保護措置(4)アの部分は、東西方向の堤を指すのか確認したい。(JR)
 - ← 東西方向の堤は、これ以外のもも出てくるのが否定できないため、検出された場合は保護措置の協議のため一度立ち止まる、ということで理解してもらいたい。(東京都)
- 他に意見がなければ、保護措置について了承したものとする。(委員長)

(6) その他

- 行政より本日の意見をもらおう。(委員長)
 - ← 今後の発掘スケジュールについて委員会で適切に判断できるように進めてもらいたい。(文化庁)
 - ← 調査の見通しを確認できた。引き続きお願いする。(文化庁)
 - ← 京急連立事業の保護措置の承認について感謝する。鉄道の公共事業なので事前に確認しながら進め、調査はしっかりと行う。手戻りがないように調整を行っていきたい。(東京都)
 - ← 1~4 街区の発掘調査報告書の作成に向けて、ご意見を頂きたい。(港区)

(7) 閉会

3 議事録

3.1 部会①

(1) 開会

- (事務局) 第27回 高輪築堤調査・保存等検討委員会部会①を開会する。
- ・ オンライン・サテライトの説明
 - ・ 配布資料の確認
 - ・ 進行の確認
- (事務局) 前回の全体会の議事録は次回全体会開催時に確認する。
- (事務局) 進行を委員長にお願いする。

(2) 第26回委員会(1/11)部会①の議事録確認

- (委員長) 前回の部会①の議事録について修正等の指摘はあるか。
- (委員長) 何か修正があれば本委員会が終了するまでに指摘してもらいたい。
なければ議事録を確定する。

(3) 調査の進捗について

- (委員長) 資料を説明していただく。
- (港区) 資料2の説明。資料2-1、資料2-2はこれまでの資料に状況を加筆したもので、資料2-3-1のc区が現在調査している箇所である。資料2-3-2は、明治9年と明治20年の地図を重ねたもの、資料2-4は交通局の整備箇所の調査結果である。
- (JR) 資料2-3-2の地図について、旧東海道は大木戸から北に海岸線から離れていると認識する。海との間に民地があった場合、先程の作業用通路との関係などを見てみたいと思った。何か北側で築堤と道路の関係がわかる資料があれば、教えていただきたい。
- (港区) 大木戸より北側は民地が海にはみ出していると認識している。地図はご覧いただけるようにする。
- (委員長) 今の質問で、今回確認された堤は民地の石垣で切られているので、民地の石垣よりも古いものと認識している。
- (JR) 民地はいつぐらいのものなのか。
- (委員長) 明治の後半と捉えている。民地の埋め立ての下から堤が出てきたので、それよりも遡る。
- (委員長) この小規模な堤の正体については、現場で確認した通り、民地の石垣よりも古い時期のもので東海道寄り、西の方向に延びているということも間違いない。調査範囲の東側にもおそらく延びているだろうと思

われる。築堤と東海道・高輪海岸を結ぶ堤と理解するのが一番良い。高輪築堤築造中のモーザーの写真や明治 9 年の地図でも小さな堤の存在は確認されている。おそらくその類のものだろうと考える。一方で、これまでの調査より 3 線化の石垣に堤が接続していることは確認されていないので、おそらく 3 線化の石垣をつくる段階で、一部撤去している可能性が高い。

- (委員長) 交通局の調査にあった、石垣の裏込め土留めは珍しいと考えている。北横仕切堤の東のコーナー部分に井戸が出ている。5.3m ほど竹筒を打ち込んでいるということで、上総掘りのような工法で掘られたものではないかと思われる。築堤と高輪海岸との間にこのような遺構が出てきているのは興味深い。
- (古関委員) 井戸の竹筒の深さ 5.3m 先端の部分はボーリング調査だと、どのような層なのか。
- (港区) 確認する。
- (古関委員) 地盤調査の結果と照らし合わせ、帯水層が確認できれば確度が高まる。
- (委員長) 特に意見がなければ、次に進める。

(4) 1~2 街区間地下洞道について

- (委員長) 築堤と高輪海岸を繋ぐ小規模な堤の存在について、東西に延びていることが確実だということ、築堤に付属する小規模な堤であると先週判断し、現地に残せないかというお願いをした。この堤の南の方から、硬質粘土層を掘り下げた深い穴と浅い穴が出てきたが、いずれも高輪築堤の盛土に使用した「粘土採掘坑」と考えられる。現場で確認したところ、現地に残るという話を聞いた。従って小規模な堤についても残せないかというお願いをした。これについて短期間でご検討いただき感謝する。その検討内容について説明していただきたい。
- (事務局) 資料 3 の説明。
- (古関委員) 2 枚目の見直し後の計画にある配管ピットから洞道が出ているが、もう少しピット自体を左側にずらすことはできないのか。
- (事務局) 築堤を残すという観点で、当初の公園部を通るルートから道路部を通るルートに計画を変更した経緯もあり、なるべく影響が少ない箇所に配管位置を見直している。これをずらすとなると、築堤を保全する範囲が変わってくるということになる。
- (古関委員) 築堤を残すことを優先するならば堤を壊すか、仮に堤を残すならば築堤を壊さざるを得ないということか。
- (事務局) そうということになる。今回は築堤を可能な限り残すという考え方で整理した。
- (文化庁) 図に縮尺を入れていただきたい。築堤からどのくらい離れているのかわかる。

- (事務局) 承知した。縮尺または寸法を記載するようにする。
- (委員長) 洞道は築堤からどのくらい離れているのか。
- (事務局) 目測になるが、一番近いところで凡そ 500mm となる。これは 3 線
拡幅の石垣からの離隔となる。史跡指定範囲からはさらに離れること
になる。
- (委員長) 資料 3 の 3 枚目の左下の写真について。点線で小規模な堤のラインを
入れてもらっているが、この海側の続きの部分は今後壊されることが
ないので、調査をしないという理解でよいか。
- (事務局) 今後洞道を設置する際は、洞道用の山留を設置することになり、その
山留内については掘削することとなる。
- (委員長) その際は調査が必要になるとの理解でよいか。
- (事務局) 調査の安全が確保できるかどうかなど、工事の状況に合わせ、現場で
調整させていただきたい。
- (委員長) 遺構が残っていることは明確なので、工事によって壊される前に、事
前の調査が必要であると考え。現場の状況は理解するが、遺構の調
査を優先すべきなので、是非安全を確保していただきたい。
- (委員長) 山側の方に続く遺構の部分は、今後どのような扱いになるのか。
- (事務局) 西側に水路があり、すぐ脇には隣地がある。これ以上掘削するのは安
全上困難である。
- (委員長) 了解した。やむを得ないと考える。
- (委員長) 今回小規模な堤の遺構の重要性に鑑みて、現地を残してもらいたいと
いうお願いをした。説明にあった通り、既に築堤保存のために洞道の
計画変更した箇所に今回の遺構が出てきたことで、どちらを優先する
というわけではないが、非常に厳しい場所に当たることは了解した。
我々としては、現地保存は難しいということを受け入れようと思うが、
意見はあるか。
- (委員長) 特に意見がないようなので、受け入れるという結論したい。
- (委員長) 他に意見がなければ、次の議題に進める。

(5) 京急連立事業(1工区)に係る埋蔵文化財の保護措置について

- (委員長) 資料を説明していただく。
- (東京都) 資料 4 説明。
- (委員長) 京急連立事業に関しては 2021 年 7 月に、公共交通機関に係る開発
であり、これに関する検討は切り離して行うということにした。連立
事業における線形の変更は困難であることと、一方で文化財への影響
低減を検討頂いたということで、委員会として記録保存はやむを得な
いと判断した。この方針について、この場で改めて確認したい。今回
の保護措置についてのポイントは 2 つある。これは 3 工区でも言える
ことだが、杭を大量に打設するため個別ではなくまとまりの中で検討

していかなければならないということ。そのために、少し間引いた形でトレンチを入れて状況を確認するということをまず行いたい。保護措置（４）イにある通り、盛土及び埋立土のみと判断された場合、堆積状況の記録を行った後に、工事着手を可とする判断をしたい。一方で堤や杭などが検出された場合は、改めて保護措置についての協議を行い、追加の調査が必要になれば行うこととしている。

全面的に堀削する部分は記録調査を行ってもらうことになるが、トレンチによる調査で一定の見通しが立つだろうと考えている。地下に何が埋まっているのかは、現状では見当がつかないのでこのような進め方を提案していただいた。この内容でよいと思うがどうか。

- (委員長) 特に意見がないようなので、そのような判断とする。
- (京急) 図中で出ている文字の修正をしたい。図中のトレンチ番号は〇数字ではないものとしてとらえる必要があるのではないか。
- (東京都) 指摘について承知した。修正する。
- (委員長) 調査済みの箇所の結果より、複線化の時期の盛土の裾の部分について確認している。今回の調査範囲は一部築堤本体に関わってくると認識している。その場合、遺構がどのような状態で出てくるかが非常に重要なポイントになる。
- (JR) 品川開発の骨格となる連立事業であるため、丁寧な調査を進めることと共に全体のスケジュール管理も重要である。スケジュールを意識したうえで、今後の検討をお願いしたい。また保護措置（４）アの部分について、堤（東西方向）を指しているのか確認をお願いしたい。
- (委員長) スケジュールについての指摘は理解するが、これまで通りきちんと手順は踏んで行いたい。
- (東京都) 東西方向の堤が新たに検出されることは否定できないため、構造物が検出された場合は、保護措置の協議のため一度立ち止まる、ということと理解してもらいたい。
- (委員長) 特に意見がなければ、了承いただいたこととする。

(6) その他

- (委員長) 行政から本日の意見をもらう。
- (文化庁) 今後発掘に入ると思うがスケジュールについても委員会で適切に判断ができるように進めてもらいたい。
- (文化庁) 調査の見通しを確認させてもらった。引き続きお願いする。
- (東京都) 京急連立事業の保護措置について承認いただき感謝する。大きな鉄道の公共事業なので、事前に色々と確認しながら進めていく。調査はしっかりと進める。手戻りがないように調整を行っていきたい。
- (港区) 1～4 街区は記録保存調査を終えているので、発掘報告書の作成に向けて、ご意見を頂きたい。

(7) 閉会